

まちづくりの基本目標 1

「だれもが健康で

いきいきと暮らすまち」



「だれもが健康でいきいきと暮らすまち」



【人の健康】

「健康寿命延伸都市・松本」を実現するため、だれもが心も体も健康で、住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるよう、安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

さらに、まちづくりを実現する具体的な政策は、以下の2つの政策の方向により進めます。

政策の方向 1-1

「健康を大切にすまち」

健康づくりの環境を整備し、住民自らが生涯にわたって健康づくりに取り組み、より長く健康で暮らし続けることができるまちをつくりま

す。

政策の方向 1-2

「いつでも医療が受けられるまち」

安定した医療環境のもと、各医療機関の役割分担と連携を促進し、だれもが、いつでも安心して医療サービスを受けることができるまちをつ

くりま

健康づくりの推進

健康に対する意識啓発を進め、多様な生活環境にある市民が自らの健康づくりに気軽に、継続的に取り組むことができる社会をめざします

現状と課題

市民の生活時間の多様化などにより、規則正しい食事が実践できていないなどの適正な生活習慣が保たれていない人、また、健康の基礎である体力を維持、増進するために必要な運動習慣のない人の割合が高くなっており、将来的な健康への影響が危惧されています。

日常生活の改善や予防事業への参加など、「自らの健康は自ら守る」という自覚を持ち、自らが健康づくりに取り組むが必要になっていきます。

現状を示すデータ

●健康づくりに対する情報提供が十分行われていると思う市民の割合	44.5%(H21住民アンケート)
●感染症や生活習慣病などの予防対策が充実していると思う市民の割合	41.0%(H21住民アンケート)
●規則正しい食事が実践できない20～50代男性	46.0%(H21健康実態調査)
●運動習慣のない20～50代男女	64.3%(H21健康実態調査)

施策展開の方針

生活習慣病を予防するための個人の生活習慣を見直し、健康づくりに取り組めるよう、市民一人ひとりの生活習慣に合った健康づくりを提案するとともに、地域や職場において健康づくりを支援する環境の整備を進めます。

また、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症^{※1}などへの予防対策、疾病の早期発見のための健(検)診事業など、市民の健康保持のための事業を進めます。

指標と目標値

指 標	現 状	計画目標(H27)	備考
特定健診受診者における糖尿病予防群の割合	19.7%(H21)	15.0%	
働き盛り世代への啓発事業受講者数	3,250人(H21)	5,000人	
がん検診受診者数	47,718人(H21)	61,750人	

目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	日ごろからの健康づくりの実践・継続
地域・企業の役割	健康づくり事業の推進
行政の役割	健康に対する意識啓発、健康づくり事業の推進、環境整備

◆ 所管する部局

- 健康福祉部
- 教育委員会

◆ 関連する市の計画等

- 松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」
- 松本市食育推進計画

目標実現に向けた主な取組み

- 生活習慣病予防対策の推進
- 健康づくり教室の開催
- 市民歩こう運動の推進
- 働き盛りの健康講座の開催
- 食育の推進
- 熟年体育大学^{※2}の開催



〈健康づくりウォーキング〉

● 用語解説

※1 新興感染症

WHO（世界保健機構）では「かつて知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局部的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症」と定義しています。SARS（重症急性呼吸器症候群）や高病原性鳥インフルエンザなど、新たに出現した感染症で30種類以上が挙げられています。

※2 熟年体育大学

熟年層を対象に、平成9年に開設した体力・健康増進を図るための講座で、「楽しく・仲良く・健康で」を活動の基本理念とし、運動の必要性、コミュニティの大切さを体験により学習しています。

心の健康、生きがいづくりの推進

心の健康を維持し、住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加することができる環境をめざします

現状と課題

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化、社会情勢の急激な変動などにより、あらゆる世代において生活に悩みやストレスを感じている人が増えてきています。

また、団塊世代をはじめとする退職後の第2の人生において、地域で心豊かに生きがいをもって暮らすことができる環境づくりが必要になっています。

現状を示すデータ

継続的に悩みやストレスを感じている割合	52.1%(H21健康実態調査)
高齢者・児童・障害者(児)にやさしい、暮らしやすい地域であると思う市民の割合	41.0%(H21住民アンケート)
高齢者が学習・スポーツなど生きがいづくりに参加しやすいと思う市民の割合	41.1%(H21住民アンケート)

施策展開の方針

市民の悩みやストレスに対する相談窓口など、心の健康の維持を支援するための環境の整備を進めます。また、高齢者をはじめとする多くの市民の生きがいづくりを支援し、誰もが地域社会へ積極的に参加し、生きがいを持って暮らすことができるための環境の整備を進めます。

指標と目標値

指 標	現 状	計画目標(H27)	備考
こころの健康に関する相談開催日数	42日(H21)	300日	
福祉100円バス延利用者数	619,890人(H21)	681,000人	
高齢者生きがい対策事業延参加者数	4,727人(H21)	5,200人	

目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	地域社会への積極的参加
地域・企業の役割	社会参加への環境づくり
行政の役割	相談体制の整備、生きがいづくりの支援

所管する部局

- 健康福祉部
- 市民環境部
- 農林部
- 教育委員会

関連する市の計画等

- 松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」
- 松本市高齢者福祉計画
- 松本市地域福祉計画
- 松本市自殺予防対策推進計画

目標実現に向けた主な取組み

- 自殺予防対策の強化
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 老人大学の開催
- 高齢者福祉入浴^{※2}事業
- まつもと市民生きいき活動^{※3}事業
- プラチナ世代の相談窓口^{※4}機能の強化
- 敬老の日行事の開催
- 老人福祉センターの管理運営事業
- 福祉100円バス助成事業^{※1}
- 市民農園事業
- スポーツ教室の開催



〈自殺予防相談窓口・いのちのきずな松本〉

●用語解説**※1 福祉100円バス助成事業**

70歳以上の方及び障害者手帳をお持ちの方に、松本市内のバス路線（高速バス、観光路線を除く。）と上高地線電車が1乗車100円で利用できる、100円バス乗車バス券を交付するものです。

※2 高齢者福祉入浴事業

70歳以上の方に市内の公衆浴場、松茸山荘本館・別館及び松香寮での入浴が1回100円で利用できる、利用助成券（1人年間30枚）を交付するものです。

※3 まつもと市民生きいき活動

教育委員会が、平成12年度から取り組んできた「あいさつ運動」を発展させ、平成21年に策定した活動です。いつの時代にあっても変わることのない大切なことを、一人ひとりが日々の暮らしのなかで地道に取り組む活動です。

※4 プラチナ世代の相談窓口

「プラチナ世代」とは、おおむね55歳以上の方で、歳月を重ねても色あせることなく輝き続ける元気なシニア世代をいい、同世代の持つ社会貢献意識やチャレンジ精神を生かし、同世代が培ってきた豊富な知識や経験・技能等を社会に結びつけるため、市民活動サポートセンター内に設置した相談窓口です。

具体的には、ボランティア、市民活動、公益的な活動や有償の活動などの相談に応じています。

地域医療^{*1}の充実

日常生活圏において、必要なときに必要な医療サービスを受けられることができるよう地域に密着した医療の充実をめざします

現状と課題

医師等の医療従事者の安定的な確保、医療機関の役割分担の明確化と病診・病病連携^{*2}による地域内で完結する医療サービスの一層の充実が課題となっています。

基幹的な役割を担い、医療の最前線である市立の病院・診療所では、医療従事者の確保、施設設備の充実、老朽化への対応や療養環境の向上等を見据えた中長期的な展望に立った持続可能な施設整備の検討が必要になっています。

現状を示すデータ

(H21住民アンケート)

●身近な地域医療が確保されていると思う市民の割合	70.2%
●専門的な医療を受ける環境が整っていると思う市民の割合	64.1%

施策展開の方針

医師等の医療従事者を安定的に確保できるように努め、病診・病病連携や医療機関間の一層の連携を促進するとともに、市立病院・診療所では、持続可能な医療環境を整えながら、環境の変化に柔軟に対応できる施設整備の検討を進めます。

また、医療と保健、福祉等との連携をさらに進め、市民と医療従事者とが相互に理解し、信頼関係が深められるよう取組みを進めます。

指標と目標値

指 標	現 状	計画目標(H27)	備考
身近な地域医療が確保されていると思う市民の割合	70.2%(H21)	80.0%	
専門的な医療を受ける環境が整っていると思う市民の割合	64.1%(H21)	80.0%	

目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	医療従事者との相互理解と信頼関係の構築、適切な受診
地域の役割	地域で支え合う意識の醸成
医療機関の役割	適切な医療の提供、医療従事者の確保・育成、市民との相互理解と信頼関係の構築
行政の役割	医療環境の整備・情報提供、適切な医療の提供

◆ 所管する部局

- 健康福祉部
- 病院局

◆ 関連する市の計画等

—

目標実現に向けた主な取組み

- 地域医療（へき地医療^{※3}）事業
- 病院事業



〈波田総合病院での診療〉

● 用語解説

※1 地域医療

地域医療とは、さまざまに使われる言葉ですが、本書では、「いつでも、だれでも、日常生活において、必要なときに、必要な一定水準の医療サービスを受けることができる環境」という意味合いとともに、「医療を通じて住民自治を推進し、よりよい地域社会を築いていこうという活動全般」という意味合いを含んでいます。

※2 病診・病病連携

地域全体が有する医療資源を最大限に活用するために、公的・民間を含めた地域の病院・診療所の連携を図り、その地域に必要な医療提供体制の確保を図ることで。

※3 へき地医療

山間部などの交通・通信の不便な地域で中心的な場所を起点として、概ね半径4km区域内に人口50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区などに医療を提供する取組みのことです。

救急医療^{※1}の充実

夜間、休日などの緊急時の救急医療及び妊娠中や出産後の母子が安心して受診できる周産期医療の充実をめざします

現状と課題

在宅当番医制や夜間急病センターによる初期、病院群輪番制による二次及び救命救急センターによる三次の救急体制が確立していますが、持続可能な救急医療の充実のため、医療従事者の負担軽減やさらなる病診・病病連携^{※2}、環境の整備が課題となっています。また、周産期医療の支援策として、産婦人科医療機関の役割分担の明確化と連携や共通診療ノートの活用等を推進していますが、安心して受診できる周産期医療を確保するためのさらなる取組みが必要になっています。

現状を示すデータ

(H21住民アンケート)

●夜間・救急医療の体制が整っていると思う市民の割合	64.2%
●出産や育児を支えるための環境やサービスが充実していると思う市民の割合	25.0%

施策展開の方針

医療機関との一層の協働などにより、適切な受診やかかりつけ医の必要性を啓発し、医療従事者の負担軽減により救急医療を支え、緊急時に安心して適切な医療が受けられる体制、病診・病病連携によるネットワークの充実を進めます。

また、産婦人科医療機関の役割分担の明確化と連携を進め、共通診療ノートを活用するとともに、広報活動等を充実し、安心して産み育てられる環境の整備を進めます。

指標と目標値

指 標	現 状	計画目標(H27)	備考
夜間・救急医療の体制が整っていると思う市民の割合	64.2%(H21)	80.0%	
かかりつけ医を持っている率	95.0%(H22)	現状維持	
松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業 ^{※3} の周知率	53.0%(H22)	80.0%	

目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	医療従事者との相互理解と信頼関係の構築、適切な受診
地域の役割	地域で支え合う意識の醸成
医療機関の役割	適切な医療の提供、医療従事者の確保・育成、市民との相互理解と信頼関係の構築
行政の役割	医療環境の整備・情報提供、適切な医療の提供

◆ 所管する部局

- 健康福祉部
- 病院局

◆ 関連する市の計画等

—

目標実現に向けた主な取組み

- 救急医療事業
- 小児（救急）医療事業
- 周産期医療^{※4}事業



〈小児科医による出前講座〉

● 用語解説

※ 1 救急医療

松本市では、医師会等の協力のもとに、平日・休日の夜間及び休日の昼間における初期救急として在宅当番医体制、二次救急として病院群輪番制（松本広域圏 9 病院）及び三次救急の体制が確立されています。また、平成17年 4 月からは、初期救急の整備、二次救急の負担軽減及び子育て支援の充実を目的として、小児科・内科夜間急病センターを運営しています。

※ 2 病診・病病連携

33ページ参照

※ 3 松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業

産科医療体制の崩壊をくい止める緊急避難措置として、病院産科医師の負担軽減と離職防止のため、病院・診療所の連携体制の構築、共通診療ノートの作成及び配布、連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給等に取り組んでいるものです。

※ 4 周産期医療

周産期（妊娠期22週又は胎児の体重が1,000グラムに達したときから出生後 1 週間までとその前後の期間）の母子に対応するための産科と小児科とを統合した医療のことです。

国民健康保険の安定運営

国民健康保険の安定した運営を維持し、いつでも安心して医療が受けられる環境をめざします

現状と課題

国民健康保険は、他の医療保険に属さないすべての市民を被保険者としているため、高齢化や社会情勢の変化を受けやすく、財政基盤が脆弱という課題を抱えています。

制度を持続していくためには、安定した財政運営を維持することが不可欠であり、医療費の適正化、財源の確保が必要になっています。

現状を示すデータ

●一人当たり保険税調定額	88,039円(H21)
●一人当たり療養諸費費用額 ^{*1}	284,392円(H21)

施策展開の方針

特定健康審査等の実施による疾病の予防、保健事業の推進及び被保険者への適正な受診の意識啓発を行うことにより医療費の適正化を図るとともに、被保険者に対して適正な納税指導を行い、収納率の向上に努めるなど、収入、支出の両面から国民健康保険の安定運営のための施策を進めます。

指標と目標値

指 標	現 状	計画目標(H27)	備考
特定健康診査 ^{*2} 受診率	43.6%(H21)	65.0%	
国民健康保険税収納率（現年度分）	88.72%(H21)	92.48%	

目標実現に向けた主な役割分担

市民の役割	特定健診の受診、適正な医療受診、保険税の納付
行政の役割	特定健康診査等の実施、予防事業の環境整備、適正な医療受診環境の整備、納税指導

目標実現に向けた主な取組み

- 特定健康診査等事業（受診率の向上対策）
- 医療費適正化対策事業
- 国保税の収納率向上対策

◆ 所管する部局

- 健康福祉部

◆ 関連する市の計画等

—



〈健康フェスティバル〉



〈特定健康診査〉

● 用語解説

※ 1 療養諸費用額

国民健康保険における総医療費（一部負担金を含む。）のことです。

※ 2 特定健康診査

健康保険法の改正によって、2008年4月から40～74歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された新しい健康診断のことです。糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常、または高血圧が合併した状態）に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。